

令和7年度版 2級建築士試験 学科 ポイント整理と確認問題

試験適用法令となる4月1日施行改正に関する対応資料

この資料について

令和7年試験については、例年の範囲である1月1日現在施行の法令に加えて、下記の通り、省エネ法改正等に伴う4月1日施行の法令についても適用されます。当学院の「令和7年度版 2級建築士試験 学科 ポイント整理と確認問題」は、1月1日現在の法令に基づいているため、この資料にて、該当する4月1日施行の改正へ対応するよう、資料掲載内容に置き換えての学習を行ってください。変更箇所は赤字で示されています。

[令和7年 2級建築士試験 受験要領より]

解答に当たり、適用すべき法令については、令和7年1月1日現在において施行されているものとします。ただし、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)、同法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和6年政令第172号)及び同法の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令(令和6年国土交通省令第68号)」に基づく法令の規定については、令和7年4月1日現在において施行されているものを適用するものとします。

下記に該当ページを示します。

学科Ⅱ(建築法規) p. 114, 115, 116, 119, 121, 156, 158, 159,
160, 161, 199, 200, 215, 218, 219
学科Ⅲ(建築構造) p. 280, 281, 282, 283, 284, 285, 286, 287

学科Ⅰ(建築計画)、学科Ⅳ(建築施工)については該当箇所はありません。

本資料のページ番号は中央下部に示します。

ポイント1

確認申請

(1) 確認済証の交付を受ける要・不要(法第6条第1項、第2項)

[法第6条第1項の区域区分と確認申請の有無]

区分	区域	対象	建築(新築,増築,改築,移転)	大規模の修繕,大規模の模様替
[第一号] 法別表第1(イ)欄の 特殊建築物	全国どこでも	用途部分の床面積の 合計>200㎡	○	○
[第二号] 第一号以外の建築物		①階数≥2 又は、 ②延べ面積>200㎡	○	○
[第三号] 第一号又は第二号 以外の建築物	・都市計画区域内 ・準都市計画区域内 ・準景観地区内等		○	×
	上記区域外		×	×

※○：確認申請必要 ×：確認申請不要

※防火地域及び準防火地域外で10㎡以内の増築、改築、移転の場合は、確認申請不要(法第6条第2項)

[特殊建築物]

法別表第1(イ)欄		令第115条の3
(1)項 不特定多数の人が 集まるような 施設等	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの	
(2)項 就寝を伴う施設 等	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの	(第一号) 児童福祉施設等(令第19条第1項) (幼保連携型認定こども園を含む)
(3)項 教育、文化、体 育施設等	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの	(第二号) 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場
(4)項 商業施設等	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの	(第三号) 公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗(床面積が10㎡以内のものを除く。)
(5)項 倉庫等	倉庫その他これに類するもので政令で定めるもの	
(6)項 火災等防災面で 注意を要するよ うな施設等	自動車庫、自動車修理工場その他これらに類するもので政令で定めるもの	(第四号) 映画スタジオ又はテレビスタジオ
児童福祉施設等(令第19条第1項)		
児童福祉施設、助産所、身体障害者社会参加支援施設、保護施設、女性自立支援施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設		

(2) 仮設建築物等の緩和(法第85条第2項)

災害があったときの公益上必要な応急仮設建築物、工事現場に設ける仮設事務所等は、法第6条(確認申請)の適用が除外されるので、**確認済証の交付を受ける必要がない。**

(3) 建築物の用途変更(法第87条第1項)

- ① **法第6条第1項第一号の特殊建築物**(法別表第1(イ)欄に掲げる特殊建築物で、その用途に供する床面積の合計が200㎡を超えるもの)**に用途を変更する場合は、原則として、確認済証の交付を受けなければならない。**
- ② 「**類似の用途**」に該当する用途変更は、**確認済証の交付を受ける必要がない(令第137条の18)。**

令第137条の18	類似の用途
第一号	劇場、映画館、演芸場
第二号	公会堂、 集会場
第三号	診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、 児童福祉施設等
第四号	ホテル、 旅館
第五号	下宿、寄宿舎
第六号	博物館、 美術館 、図書館
第七号	体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場
第八号	百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗
第九号	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー
第十号	待合、料理店
第十一号	映画スタジオ、テレビスタジオ

(4) 建築設備の確認申請(法第87条の4、令第146条)

法第6条第1項第一号又は第二号の建築物に、政令(令第146条)で指定する昇降機その他の**建築設備**を設ける場合は、確認済証の交付を受けなければならない。

(5) 工作物の確認申請(法第88条、令第138条)

政令(令第138条)で指定する**工作物を築造**しようとする場合、**確認済証の交付を受けなければならない。**

令第138条	種類と対象の規模	
第1項	第一号	煙突(高さ>6m)
	第二号	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等(高さ>15m)
	第三号	広告塔、 広告板 、装飾塔、記念塔(高さ>4m)
	第四号	高架水槽 、サイロ、物見塔(高さ>8m)
	第五号	擁壁(高さ>2m)

(6) 指定確認検査機関による確認(法第6条の2)

- ① **指定確認検査機関が行った確認は、建築主事等が行ったものとみなす**(第1項)。
- ② 指定確認検査機関は、確認済証の交付を行った場合、確認審査報告書を作成し、所定の書類を添えて、これを**特定行政庁に提出しなければならない**(第5項)。
- ③ 特定行政庁は、建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるときは、当該建築物の建築主及び指定確認検査機関にその旨を通知しなければならない。この場合において、当該確認済証は、**その効力を失う**(第6項)。

ポイント2 完了検査・中間検査

(1) 建築主事等による完了検査(法第7条)

- ① 建築主は、確認済証の交付を受けた(法第6条第1項)工事が完了した日から**4日以内**に建築主事等に到達するように完了検査の申請を行う(第2項)。
- ② 建築主事等が申請を受理した場合、検査実施者は**7日以内**に検査しなければならない(第4項)。

(2) 建築主事等による中間検査(法第7条の3)

- ① 「**特定工程**」には、階数が3以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事の工程で、2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事(配筋工事)の他、**特定行政庁**が指定する工程が含まれる(第1項、令第11条)。
- ② 建築主は、「**特定工程**」に係る工事を終えた日から**4日以内**に建築主事等の検査を申請しなければならない(第1項及び第2項)。
- ③ 建築主事等が申請を受理した場合、検査実施者は、申請を受理した日から**4日以内**に検査しなければならない(第4項)。

(3) 指定確認検査機関による完了検査・中間検査(法第7条の2、法第7条の4)

- ① **指定確認検査機関が行った検査は、建築主事等の検査とみなす**(第1項)。
- ② 指定確認検査機関は、**検査を引き受けた場合、その旨の書面を建築主へ交付し、さらに、その旨を建築主事等へ通知しなければならない**。
- ③ 指定確認検査機関は、検査をしたときは、検査報告書を作成し、所定の書類を添えて、これを**特定行政庁に提出しなければならない**。

[申請の種類と提出先との比較]

各種申請	建築主事等	指定確認検査機関
確認申請	法第6条	法第6条の2
完了検査申請	法第7条	法第7条の2
中間検査申請	法第7条の3	法第7条の4

ポイント3 その他の建築手続

(1) 検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限(法第7条の6)

- ① 法第6条第1項第一号**又は第二号**の建築物の新築等をする場合、建築主は完了検査済証の交付がないと当該建築物を使用できない(第1項)。
- ② 特定行政庁が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めたとき、建築主事等・指定確認検査機関が、所定の基準に適合していると認めたとき、工事完了検査申請が受理された日から7日を経過したときは、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。(第1項ただし書第一号、第二号、第三号)

(2) 維持保全(法第8条)

- ① 建築物の**所有者、管理者、占有者は**、建築物の敷地、構造及び建築設備を常時**適法な状態に維持**するように**努めなければならない**(第1項)。
- ② 所定の建築物の所有者又は管理者は、その建築物の維持保全に関する準則又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならない(第2項)。

No. 1 答 ×

鉄骨造平家建て、延べ面積200㎡の飲食店の新築は、法第6条第1項第一号又は第二号のいずれにも該当しないので、第三号の都市計画区域等以外の区域では、確認済証の交付を受ける必要はない。誤り。なお、飲食店は法別表第1(イ)欄(4)項に掲げる特殊建築物に該当するため、延べ面積が200㎡を超える場合は法第6条第1項第一号に該当し、確認済証の交付を受ける必要がある。

No. 2 答 ○

鉄骨造2階建て、延べ面積100㎡の一戸建て住宅の大規模の模様替は、法第6条第1項第二号に該当するので、確認済証の交付を受ける必要がある。正しい。

No. 3 答 ×

法第6条第2項により、防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合で、その増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が10㎡以内であるときについては、法第6条第1項の規定は適用しない。そのため、設問のように床面積10㎡の増築を行う場合は、防火地域及び準防火地域外においては確認済証の交付を受ける必要はない。誤り。

No. 4 答 ×

法第87条第1項により、建築物の用途を変更して法第6条第1項第一号の特殊建築物とする場合においては法第6条の規定が準用されるので、原則として、確認済証の交付を受ける必要がある。飲食店は、令第115条の3第三号により、法別表第1(イ)欄(4)項に掲げる特殊建築物であるが、延べ面積が180㎡なので法第6条第1項第一号に該当しない。従って、確認済証の交付を受ける必要がない。誤り。

No. 5 答 ×

法第85条第2項により、工事を施工するために現場に設ける事務所等の仮設建築物には法第6条の規定は適用しない。従って、工事を施工するための仮設の現場事務所は、確認済証の交付を受ける必要はない。誤り。

No. 6 答 ×

法第6条第2項により、防火地域及び準防火地域外における床面積10㎡以内の増築、改築又は移転の場合は、同条第1項の規定は適用しない。従って、床面積8㎡の便所の増築は、確認済証の交付を受ける必要はない。誤り。

No. 7 答 ○

都市計画区域内における、木造平家建て、高さ5m、延べ面積100㎡の住宅の新築は、法第6条第1項第一号又は第二号のいずれにも該当しないが、第三号に該当するので確認済証の交付を受ける必要がある。正しい。

No. 8 答 ×

法第6条の2第6項により、特定行政庁は、指定確認検査機関が確認済証の交付をした建築物の計画について、建築基準関係規定に適合しないと認めるときは、その旨を建築主及び指定確認検査機関に通知しなければならない。この場合、当該確認済証はその効力を失う。誤り。

No. 9 答 ×

法第7条の3第1項第一号、法第7条の4第1項、令第11条により、階数が3以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事の工程のうち、2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事は、「特定工程」であり、これに係る工事を終えたときは、建築主事等又は指定確認検査機関の中間検査を申請しなければならない。申請先は特定行政庁ではない。誤り。

No. 10 答 ○

法第7条の6第1項第二号により、完了検査の検査済証の交付を受ける前において、建築主事等又は指定確認検査機関が、安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合していることを認めたときは、仮に、当該建築物を使用し、又は使用させることができる。正しい。

No. 11 答 ○

法第7条の2第1項により、指定確認検査機関が、工事の完了の日から4日が経過する日までに完了検査を引き受けた場合は、法第7条第1項から第3項までの規定は適用しないので、建築主は、建築主事等に完了検査の申請をする必要がなくなる。正しい。

No. 12 答 ○

法第9条第1項により、特定行政庁は、建築基準法令の規定に違反した建築物については、当該建築物の建築主や工事の請負人等に対して、当該工事の施工の停止を命じ、違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。正しい。

No. 13 答 ×

法第15条第1項により、建築主は、建築物(建築物の床面積の合計が10㎡を超える場合)を建築しようとする場合、原則として、建築主事等を経由して、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。床面積の合計が10㎡以内の建築物の建築しようとする場合は届出は不要となる。誤り。

No. 14 答 ○

法第6条第1項本文及び令第9条第一号により、消防法第9条の2(住宅用防災機器の設置)は「建築基準関係規定」に該当するので、確認審査等の対象となる。正しい。

(1) 柱の小径(令第43条)

- ① 構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及び桁行方向の小径は、それぞれの方でその柱に接着する土台、足固め、胴差、はり、**桁**その他の構造耐力上主要な部分である横架材の相互間の垂直距離に対して、**所定の割合***以上とする。

***必要な柱の小径の基準の見直し**（告示第1349号第1関係）

木造軸組構法による木造建築物の横架材の相互間の垂直距離に対する柱の小径の割合の基準について、以下の式により算定することとなった。なお、改正前の基準と同様、積雪荷重は含まないものとされている。

<算定式（必要な柱の小径）>

$$de / l = 0.027 + 22.5 \cdot Wd / l^2$$

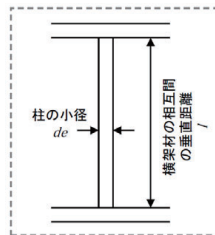
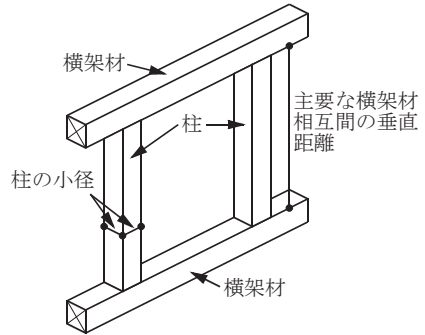
de : 柱の小径 (mm)

l : 横架材の相互間の垂直距離 (mm)

Wd : 当該階が負担する単位面積あたりの固定荷重と積載荷重の和 (N/m²)

※荷重算定のイメージは壁量基準と同様

- ② 地階を除く階数が**2を超える**(= 3以上)建築物の1階の柱の小径は、原則として、**13.5cm以上**とする。
- ③ 柱の所要断面積の**1/3以上**を欠き取る場合においては、**その部分を補強**する。
- ④ **階数が2以上**の建築物における**隅柱**又はこれに準ずる柱は、原則として、**通し柱**とする。
- ⑤ 構造耐力上主要な部分である柱の**有効細長比は150以下**とする。



※柱に壁が取り付く場合、当該壁の方向については、柱の小径の検討は不要

(出典：国土交通省HP)

(2) 筋かい(令第45条)

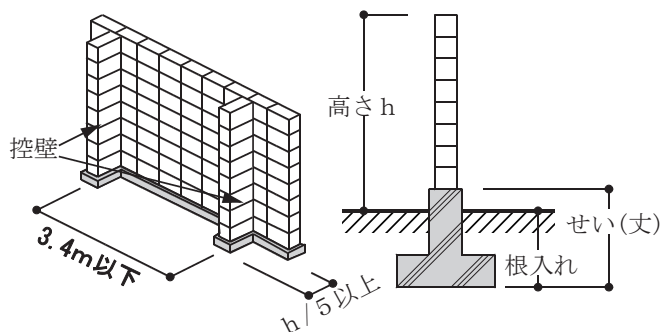
- ① **引張力**を負担する筋かいは、**厚さ1.5cm以上で幅9cm以上**の木材、又は、**径9mm以上**の鉄筋を使用する。
- ② **圧縮力**を負担する筋かいは、**厚さ3cm以上で幅9cm以上**の木材を使用する。
 なお、①②については、それらと同等以上の力を負担することができる材料等とすることができる。
- ③ 筋かいは、その両端を柱とはりその他の横架材に**金物で緊結**する。いずれか一方の端部は、柱と横架材との仕口の部分に緊結する。
- ④ 原則欠込みはしない。ただし、**たすき掛けにしてやむを得ない場合は、補強**する。

(1) 耐力壁(令第62条の4)

- ① 耐力壁の中心線で囲まれた部分の水平投影面積は、**60㎡以下**とする。
- ② 耐力壁の長さの**それぞれの方向**についての合計は、その階の床面積1㎡につき15cm以上とする。
- ③ 耐力壁の厚さは、**15cm以上**、かつ、耐力壁の水平力に対する支点間距離の**1/50以上**とする。
- ④ 端部、隅角部には**径12mm以上**の鉄筋を縦に配置し、その他は径9mm以上の鉄筋を**80cm以内の間隔**で縦横に配置する。

(2) 塀(令第62条の8)

- ① **高さ**は、**2.2m以下**とする。
- ② 壁の厚さは、**15cm以上**(高さ2m以下の塀は、10cm以上)とする。
- ③ 径9mm以上の鉄筋を縦横に**80cm以下の間隔**で配置する。
- ④ 長さ**3.4m以下**ごとに**控壁**を設ける。
- ⑤ 基礎の丈は**35cm以上**、根入れの**深さ30cm以上**とする。



ポイント5

鉄骨造

(1) 材料(令第64条)

構造耐力上主要な部分の材料は、**炭素鋼**若しくは**ステンレス鋼**又は**鋳鉄**としなければならない。

(2) 圧縮材の有効細長比(令第65条)

柱にあつては**200以下**、**柱以外**のものにあつては**250以下**とする。

(3) 柱の脚部(令第66条)

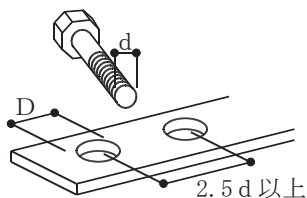
柱の脚部は、原則として、国土交通大臣の定める基準に従ったアンカーボルトによる緊結等とする。

(4) 接合(令第67条)

構造耐力上主要な部分の接合は、延べ面積が3,000㎡を超える建築物、軒の高さが9mを超える建築物、又は、張り間が13mを超える建築物については、**接合させる鋼材が炭素鋼であるときは、高力ボルト接合、溶接接合若しくはリベット接合**又はこれらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法、**接合される鋼材がステンレス鋼であるときは高力ボルト接合若しくは溶接接合**又はこれらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法に、それぞれよらなければならない。**なお、軒高9m超の鉄骨造でも高さ16m以下等の条件を満たす場合はボルト接合の適用が可能となった。**

(5) 高力ボルト、ボルト及びナット(令第68条)

ボルトの種類(d)		孔径の限度(D)
高力ボルト	$d < 27\text{mm}$	$d + 2\text{mm}$
	$27\text{mm} \leq d$	$d + 3\text{mm}$
普通ボルト	$d < 20\text{mm}$	$d + 1\text{mm}$
	$20\text{mm} \leq d$	$d + 1.5\text{mm}$



ポイント6 鉄筋コンクリート造

(1) 鉄筋の継手及び定着(令第73条)

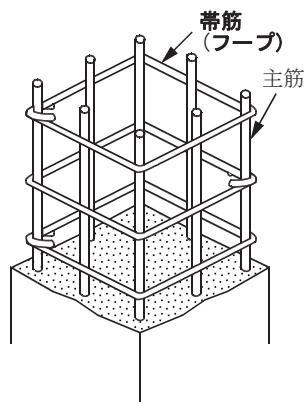
- ① 鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、定着する。ただし、異形鉄筋の場合は、「柱及びはり(基礎ばりを除く)の出すみ部分」「煙突」以外は折り曲げなくてよい。
- ② 柱に取り付けるはりの引張鉄筋は、原則として、柱に定着される部分の長さをその径の40倍以上とする。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は除く。

(2) コンクリートの強度(令第74条)

4週圧縮強度は、 1mm^2 につき**12N以上**(軽量骨材を使用する場合には、 1mm^2 につき**9N以上**)とする。

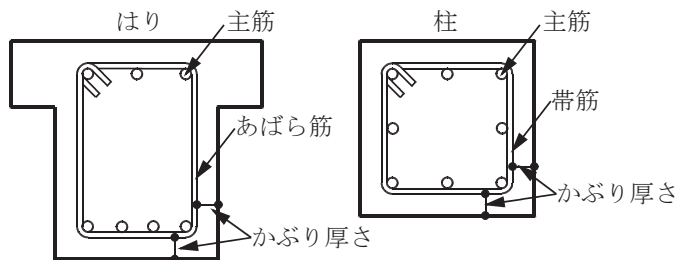
(3) 柱の構造(令第77条)

柱の小径	原則として、構造耐力上主要な支点間の距離の1/15以上	
主筋	本数	4本以上
	断面積の和	コンクリートの断面積の 0.8%以上
帯筋	鉄筋径	6mm以上
	間隔	はり等の近くは 10cm以下 中央部は 15cm以下 それぞれ最も細い主筋径の15倍以下
	帯筋比	0.2%以上



(4) 鉄筋のかぶり厚さ(令第79条)

部位	かぶり厚さ
耐力壁以外の壁又は床	2cm以上
耐力壁、柱、又は、はり	3cm以上
直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分	4cm以上
基礎(捨コンクリートの部分を除く。)	6cm以上



構造計算

No. 1

特定行政庁が指定する多雪区域における建築物の構造計算に当たっては、構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期の応力度として、固定荷重、積雪荷重及び地震力による応力度の合計を用いなければならない。

No. 2

倉庫業を営む倉庫における床の積載荷重は、 $3,900\text{N}/\text{m}^2$ 未満としてはならない。

No. 3

密実な砂質地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度は、国土交通大臣が定める方法による地盤調査を行わない場合、 $200\text{kN}/\text{m}^2$ とすることができる。

木造

木造の建築物に関する建築基準法上の各設問に答えよ。ただし、構造計算による安全性の確認は行わないものとし、国土交通大臣が定めた構造方法及び国土交通大臣の認定は考慮しないものとする。

No. 4

木造平家建て、延べ面積 150m^2 の一戸建て住宅において、基礎に木ぐいを使用する場合においては、その木ぐいは、常水面下にあるようにしなくてもよい。

No. 5

構造耐力上主要な部分である柱の有効細長比は、150以下としなければならない。

No. 6

引張力を負担する筋かいに木材を使用する場合、その木材は、厚さ 1.5cm 以上で幅 9cm 以上のものとしなければならない。

No. 7

継手又は仕口は、ボルト締、かすがい打、込み栓打によりその部分の存在応力を伝えるように緊結しなければならない。

構造計算

No. 1 答 ×

令第82条第二号の表により、特定行政庁が指定する多雪区域における構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期の応力度は、常時でG(固定荷重)+P(積載荷重)、**積雪時でG+P+0.7S(積雪荷重)**による。設問の記述では、P(積載荷重)が加算されておらず、さらにK(地震力)の加算は不要である。誤り。

No. 2 答 ○

令第85条第3項により、倉庫業を営む倉庫における床の積載荷重は、実況に応じて計算した数値が1㎡につき3,900N未満の場合においても、**3,900N**としなければならない。正しい。

No. 3 答 ○

令第93条の表により、密実な砂質地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度は、**200kN/㎡**とすることができる。正しい。

木造

No. 4 答 ○

令第38条第6項により、基礎に木ぐいを使用する場合には、その木ぐいは、常水面下にあるようにしなければならない。ただし、平家建の木造の建築物に使用する場合はその限りでない。正しい。

No. 5 答 ○

令第43条第6項により、構造耐力上主要な部分である柱の有効細長比は、**150以下**としなければならない。正しい。

No. 6 答 ○

令第45条第1項により、**引張力**を負担する筋かいは、厚さ**1.5cm以上**で幅**9cm以上**の木材又は径**9mm以上**の鉄筋を使用したものとしなければならない。正しい。

No. 7 答 ○

令第47条第1項により、構造耐力上主要な部分である継手又は仕口は、ボルト締、かすがい打、込み栓打その他の国土交通大臣が定める構造方法によりその部分の存在応力を伝えるように**緊結**しなければならない。正しい。

No. 1 答 ×

法第6条第1項により、確認を受けた建築物の計画の変更をして、同項第一号又は第二号に掲げる建築物を建築・大規模の修繕・大規模の模様替をする場合は、原則として、改めて、確認済証の交付を受ける必要がある。しかし、法第6条第1項本文()書により、国土交通省令で定める**軽微な変更**(規則第3条の2)は計画の変更に係る確認済証の交付を受ける必要はない。規則第3条の2第1項第四号により、建築基準関係規定に適合する範囲内で建築物の階数が減少する場合における建築物の階数の変更は、計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更_{に該当する}。誤り。

No. 2 答 ○

法第3条第1項第一号により、文化財保護法の規定によって国宝、重要文化財等として指定、又は仮指定された建築物は、建築基準法令の規定は**適用しない**。正しい。

No. 3 答 ○

法第84条の2の規定に基づき、屋根及び外壁が帆布で造られ、間仕切壁を有しない建築物として「**簡易な構造の建築物に対する制限の緩和**」の適用を受けることができるものは、令第136条の9第二号により、令第136条の9第一号ロ～ニまでのいずれかに該当し、かつ、階数が1で床面積が3,000㎡以内のものである。従って、平家建て、床面積2,000㎡の水泳場は当該規定が適用される。正しい。

No. 4 答 ○

法第85条の3により、文化財保護法第143条第1項又は第2項の**伝統的建造物群保存地区**内においては、市町村は国土交通大臣の承認を得て、条例で、建築基準法令の所定の規定の全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和することができる。正しい。

No. 5 答 ×

法第88条第1項、令第138条第1項第五号により、高さが**2mを超える**擁壁は、法第20条の規定が準用される。設問の高さ2mの擁壁には準用されない。誤り。

No. 6 答 ○

法第93条第1項により、**建築主事等**又は**指定確認検査機関**は、建築基準法第6条第1項の規定による確認をする場合においては、原則として、当該確認に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する**消防長**(消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長)又は**消防署長の同意**を得なければ、当該確認をすることができない。正しい。

No. 7 答 ○

法第98条第1項第二号、法第99条第1項第八号により、構造耐力(法第20条)の規定に違反した設計者には、罰則が適用される。なお、法第98条第2項、法第99条第2項により、建築主が当該違反を**故意**に指示した場合は、建築主に対しても同じ罰則が適用される。正しい。

ポイント1

建築士法

(1) 建築士でなければできない設計、工事監理(法第3条、法第3条の2)

必要な資格	条文	対象建築物	
一級建築士	法第3条	第一号	※特殊建築物 延べ面積>500㎡
		第二号	木造 ①高さ>16m 又は ②地階を除く階数≥4
		第三号	木造以外 ①延べ面積>300㎡ 又は ②高さ>16m 又は ③地階を除く階数≥4
		第四号	延べ面積>1,000㎡、かつ、階数≥2
一級建築士 又は 二級建築士	法第3条の2	第一号	木造以外 延べ面積>30㎡
		第二号	①延べ面積>100㎡(木造の場合300㎡) 又は ②階数≥3
※学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場(オーディトリウムを有しないものを除く)、百貨店			

(2) 設計及び工事監理(法第18条第3項、法第20条第3項)

- ① 工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりを実施するよう求める。
- ② 工事施工者が従わなかったとき、その旨を建築主に報告しなければならない。
- ③ 工事監理を終了したときは、直ちに、その結果を文書等で建築主に報告しなければならない。

(3) 設計変更(法第19条)

- ① 設計図書の一部を変更しようとする場合、設計した建築士の承諾を求めなければならない。ただし、承諾が得られなかった場合等は、自己の責任により変更することができる。

(4) 建築士事務所登録(法第23条)

他人の求めに応じ報酬を得て、「設計等」を業として行おうとするときは、その建築士事務所について、都道府県知事の登録を受けなければならない。

(5) 建築士事務所の管理(法第24条)



- ①専任
- ②実務3年以上+管理建築士講習修了
- ③技術的事項を総括
- ④開設者に事務所の業務円滑かつ適切に行われるよう必要な意見を述べる。
- ⑤④の意見は開設者も尊重しなければならない。

(6) 再委託の制限(法第24条の3)

建築士事務所の開設者が、建築士事務所の開設者以外の者に設計又は工事監理を再委託することは禁止されている。(第1項)

延べ面積300㎡を超える建築物の新築工事に係る設計又は工事監理の業務は、建築士事務所の開設者が、委託者の許諾を得た場合においても、一括して他の建築士事務所の開設者に再委託してはならない。(第2項)

ポイント1 建設業法

次の軽微な建設工事のみを行う者は建設業の許可を必要としない。(法第3条第1項ただし書→令第1条の2)

- 建築一式工事以外：工事1件の請負代金の額が500万円未満の工事
- 建築一式工事：工事1件の請負代金の額が1,500万円未満の工事
- 建築一式工事：延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事

ポイント2 消防法

住宅の関係者は、市町村条例で定める、住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準に従って、住宅用防災機器を設置し、維持しなければならない。(法第9条の2)

ポイント3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律

長期優良住宅建築等計画の認定の申請は自らその建築後の住宅の維持保全を行おうとする者だけでなく、維持保全を行おうとする譲受人等もできる。(法第5条)

ポイント4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

建築主は、建築物の**建築**をしようとするときは、当該建築物を**建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない**。(法第10条第1項)

- 増築・改築の場合は、当該**増築・改築部分のみ**が対象
- 床面積^{*}の合計が10㎡以下の場合を除く(令第3条)

※常時外気に開放された開口部により高い開放性を有する所定の部分を除く。

ポイント5 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事等であって、所定の規模以上のもの(対象建設工事)の受注者(対象建設工事受注者)又はこれを請負契約によらないで自ら施工する者(自主施工者)は、正当な理由がある場合を除き、分別解体等を行わなければならない。(法第9条)

ポイント6 宅地造成及び特定盛土等規制法

宅地造成等工事規制区域内において「宅地造成(宅地化のための土地の形質の変更)」に関する工事(法第2条第二号、令第3条)を行おうとする場合、**都道府県知事の許可が必要**である。(法第12条第1項)

- ① **盛土**により高さ**1 mを超える**崖を生ずるもの
- ② **切土**により高さ**2 mを超える**崖を生ずるもの
- ③ **盛土及び切土**を同時に行い**2 mを超える**崖を生ずるもの
- ④ ①又は③に該当せず、**盛土**で高さ**2 mを超える**もの
- ⑤ ①～④に該当せず、**切土又は盛土**をする土地の面積が**500㎡を超える**もの

No. 1

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」上、住宅の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、自らその建築後の住宅の維持保全を行おうとする者は、当該住宅の長期優良住宅建築等計画を作成し、建築主事等又は指定確認検査機関の認定を申請することができる。

No. 2

「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」上、建築主は、床面積の合計が200㎡の事務所を新築しようとするときは、当該建築物を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなくてもよい。

No. 3

「建設業法」上、工事1件の請負代金の額が1,500万円に満たない建築一式工事のみを請け負うことを営業とする者であっても、建設業の許可を受けなければならない。

No. 4

「消防法」上、2階建、延べ面積320㎡の幼稚園を新築する場合、原則として、自動火災報知設備を設置しなければならない。

No. 5

「宅地建物取引業法」上、2以上の都道府県の区域内に事務所を設置して宅地建物取引業を営もうとする者は、事務所を設置する全ての都道府県の知事の免許を受けなければならない。

No. 6

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」上、木造2階建、延べ面積500㎡の共同住宅の新築工事は、原則として、分別解体等を行わなければならない。

No. 7

「宅地造成及び特定盛土等規制法」上、宅地以外の土地を宅地にするために行う切土であって、当該切土をする土地の面積が500㎡を超えるもので、当該切土をした土地の部分に高さが2mの崖を生ずることとなるものは、「宅地造成」である。

No. 1 答 ×

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項により、住宅の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、自らその建築後の住宅の維持保全を行おうとする者は、長期優良住宅建築等計画を作成し、**所管行政庁**の認定を申請することができる。申請先は建築主事等又は指定確認検査機関ではない。誤り。

No. 2 答 ×

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項により、建築主は、建築物の建築(エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定める規模以下のものを除く。)をしようとするときは、当該建築物(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分)を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。誤り。

No. 3 答 ×

建設業法第3条第1項ただし書、同法施行令第1条の2第1項により、工事1件の請負代金の額が**500万円**(建築一式工事である場合には、**1,500万円**)に満たない工事又は建築一式工事のうち延べ面積が**150㎡**に満たない木造住宅を建設する工事は、**軽微な建設工事**に該当するので建設業の許可は不要である。誤り。

No. 4 答 ○

幼稚園は、消防法施行令別表第1(6)項ニに掲げる防火対象物である。同法施行令第21条第1項第三号イにより、延べ面積**300㎡**以上のものには、自動火災報知設備を設置しなければならない。正しい。

No. 5 答 ×

宅地建物取引業法第3条第1項により、2以上の都道府県の区域内に事務所を設置して、その事業を営もうとする場合にあっては、**国土交通大臣**の免許を受けなければならない。都道府県知事の免許を受けるのではない。誤り。

No. 6 答 ○

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項により、特定建設資材を用いた建築物の新築で、同法施行令第2条第1項第二号により、建築物の床面積が**500㎡**以上の新築又は増築の工事について分別解体等しなければならない。設問の建築物は、同法施行令第1条第三号により、特定建設資材である木材を用いる木造であり、延べ面積が**500㎡**であるため、原則として、分別解体等しなければならない。正しい。

No. 7 答 ○

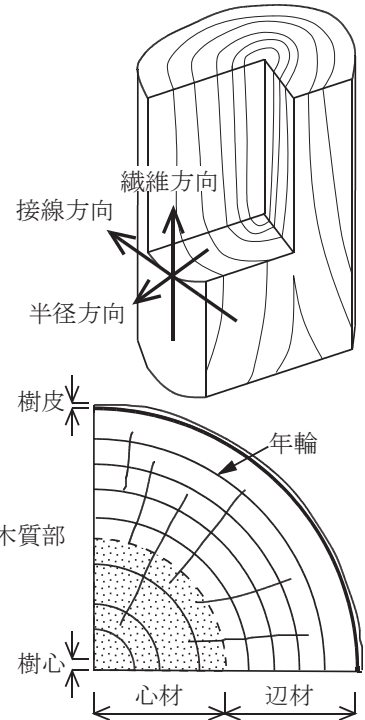
宅地造成及び特定盛土等規制法第2条第二号、同法施行令第3条第五号により、切土をする土地の面積が**500㎡**を超えるものは、「**宅地造成**」である。正しい。なお、設問の切土により生じた崖の高さは**2m**を超えていないので、同条第二号には該当しない。

ポイント1

木材

(1) 木材

- ① 木材の強度の大小関係は、一般に、**曲げ>圧縮>引張>せん断**である。
- ② 含水率が同じならば、比重が大きいほど、木材の強度や熱伝導率が大きくなる。
- ③ 含水率が**繊維飽和点(含水率30%)以下**の場合、木材の**強度は、含水率の低下に伴い大きくなる**。しかし、**伸縮は、含水率にほぼ比例する**。
- ④ 木材の方向による膨張・収縮の大小関係は、**接線(円周)方向>半径(年輪)方向>繊維方向**である。
- ⑤ **辺材**は、心材より吸湿性があり、**腐朽しやすい**。また、細胞内に糖分が多く含まれているので、**虫害を受けやすい**。



(2) 木質系材料

- ① **単板積層材(LVL)**は、木材を年輪に沿って薄く削った厚さ3mm程度のロータリー単板を、**繊維方向がほぼ平行となるように積層接着したものである**。構造用と仕上用がある。
- ② **直交集成材(CLT)**は、ひき板を幅方向に並べ、**繊維方向が互いに直交になるように組み合わせて積層接着したものである**。

ポイント2

耐力壁

(1) 地震力に対する必要壁量 (床面積あたりの必要壁量の算定式)

$$L_w = (A_i \cdot C_o \cdot \sum w_i) / (0.0196 \cdot A_{fi})$$

L_w : 単位面積あたりの必要壁量 (cm/m²)

A_i : 層せん断力分布係数(地震層せん断力係数の高さ方向の分布係数)

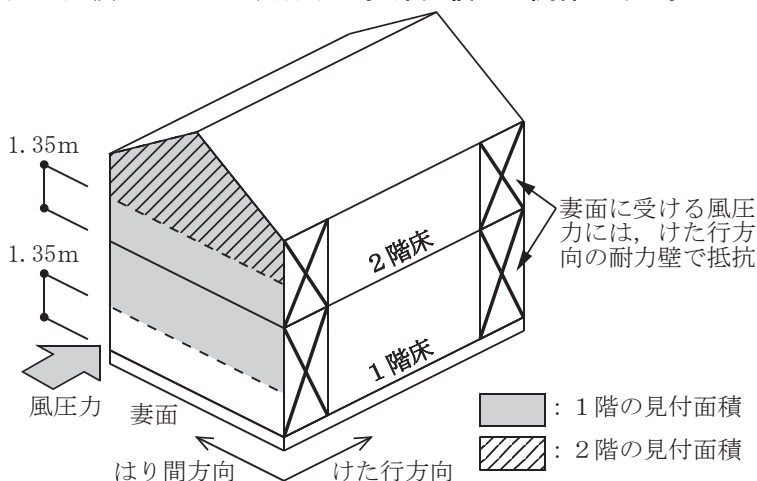
C_o : 標準せん断力係数: 0.2(地盤が著しく軟弱な区域として指定された区域内における木造の建築物の場合は0.3とする。)

$\sum w_i$: 当該階(当該階が3以下の階である場合に限り。)が地震時に負担する固定荷重と積載荷重の和(kN)

A_{fi} : 当該階の床面積(m²)

(2) 風圧力に対する必要壁量

- ① 妻面に風を受けた場合、けた行方向の耐力壁で抵抗する。つまり、けた行方向の必要壁量にははり間方向の見付面積が、はり間方向の必要壁量にはけた行方向の見付面積がそれぞれ関係する。**床面積には関係しない。**



- ② けた行方向壁面の見付面積が大きい場合、必要な耐力壁の有効長さは、けた行方向に直角であるはり間方向の方が長くなる。

(3) 耐力壁の長さの求め方

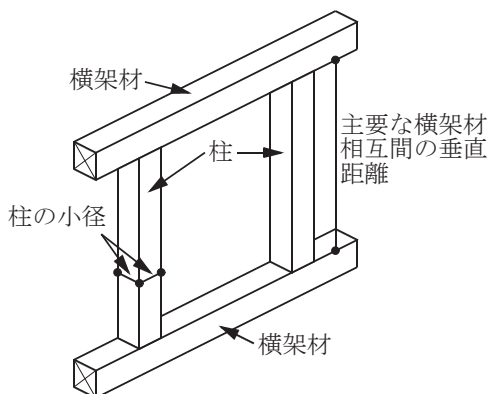
- ① 耐力壁の有効長さは、実際の長さ、壁倍率(土塗壁=0.5倍、厚さ3cm以上で幅9cm以上の木材の筋かいを入れた軸組=1.5倍等)を乗じて求める。
- ② 構造用面材と筋かいを併用した軸組の倍率は、それぞれの倍率の和とすることができるが、**7.0**を超えることはできない。
- ③ ボード類を使用した耐力壁の倍率は、ボードの材料及び釘の種類・間隔等によって定められている。
- ④ 軸組の片面に同じボードを2枚重ねて打ち付けた壁の倍率は、そのボードを1枚で用いた場合の2倍とすることはできない。
- ⑤ **真壁造**でも、壁材に構造用合板等を用いたものは、耐力壁とすることができる。

ポイント3

各部構造

(1) 柱

- ① 構造耐力上主要な部分の柱の小径は、主要な横架材相互間の垂直距離と、当該階が負担する単位面積あたりの固定荷重と積載荷重の和より算定する。なお、3階建の建築物の1階の柱の小径は、原則として、**13.5cm以上**とする。
- ② 柱の所要断面積の**1/3以上**を欠き取る場合は、その部分は補強する。
- ③ 2階建以上の建築物の隅柱またはこれに準ずる柱は、**通し柱**とする。
- ④ 構造耐力上主要な部分の柱の有効細長比は、**150以下**とする。

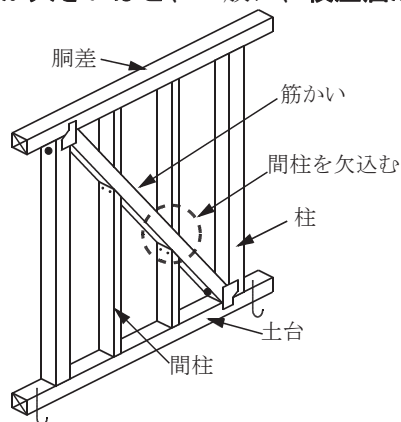


(2) 梁等の横架材

- ① 横架材中央下部には引張力が働くので、その部分に欠込みをしてはならない。
- ② たわみが過大にならないよう検討しなければならない。
- ③ 梁のような曲げ材は、材幅に比べて材せいが大きいほど、一般に、横座屈が生じやすい。

(3) 筋かい

- ① 引張力を負担する筋かいは、厚さ1.5cm以上で幅9cm以上の木材または、径9mm以上の鉄筋を使用する。また、圧縮力を負担する筋かいは、厚さ3cm以上で幅9cm以上の木材を使用する。なお、これらと同等以上に引張力・圧縮力を負担することができる所定の材料も使用することができる。
- ② 筋かいは、その端部を、柱と横架材との仕口に接近して、釘、金物などで緊結する。
- ③ 筋かいには欠込みをしてはならない。たすき掛け等によりやむを得ない場合は必要な補強を行う。また、筋かいと間柱が交差する部分では、間柱を欠込む。
- ④ 同じ構面内の筋かいは、異なる方向の水平力に対し抵抗できるように、同じ方向に傾けなくて、左右対称となるように傾ける。

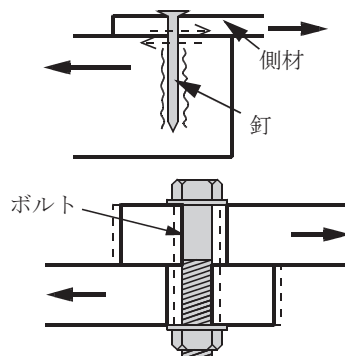


ポイント4

接合部

(1) 釘接合

- ① せん断耐力は、一般に、側材として木材を用いる場合より、鋼板を用いる場合の方が大きい。
- ② 釘を力の加わる方向に1列に10本以上並べて打つ場合、接合部の許容せん断耐力及び終局せん断耐力を低減する必要がある。
- ③ 引抜耐力は、樹種・釘径が同じであれば、釘の打込み長さが長いほど大きい。



(2) ボルト接合

- ① 引張耐力は、ボルトの材質・径・座金寸法・木材の樹種が同じであれば、ボルトの長さに関係しない。
- ② ボルトの締付けは、座金が木材にわずかにめり込む程度とする。
- ③ ボルト孔の径をボルトの径より大きくすると初期すべりを生じる。

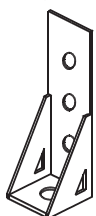
(3) 注意点

- ① 1か所の接合部に釘とボルトを併用する場合、2つの許容耐力の和とすることはできない。
- ② 施工時や使用状態での木材の含水率が20%以上である場合には、接合部の許容せん断耐力を低減する。

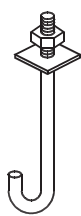
(4) その他の接合金物

- ① **ホールダウン金物(引き寄せ金物)** ——— 柱と基礎(土台)または管柱相互間の接合。
- ② **アンカーボルト** ——— 土台と基礎の接合。
- ③ **かね折り金物** ——— 通し柱と胴差の接合。
- ④ **短ざく金物** ——— 管柱相互や胴差相互の接合。
- ⑤ **羽子板ボルト** ——— 軒桁と小屋梁の接合。
- ⑥ **筋かいプレート** ——— 筋かいと柱及び横架材の接合。

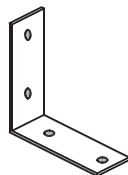
ホールダウン金物
(引き寄せ金物)



アンカーボルト



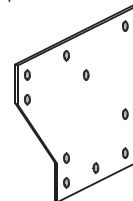
かね折り金物



短ざく金物



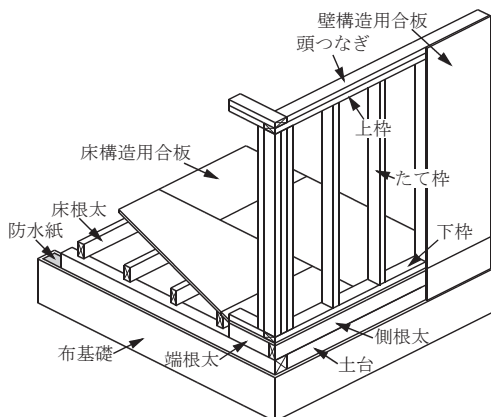
羽子板ボルト



筋かいプレート

ポイント5 枠組壁工法

- ① 径12mm以上、長さ35cm以上のアンカーボルトを**2m間隔以下**、かつ隅角部及び土台の継手部分に配置する。
- ② 床根太相互及び床根太と側根太の間隔は、**原則として**、65cm以下とする。
- ③ 耐力壁線相互の距離は**12m以下**とし、かつ、耐力壁線により囲まれた部分の水平投影面積は、**40㎡**(床の枠組と床材を緊結する部分を構造耐力上有効に補強した場合には60㎡)以下とする。ただし、**構造計算により構造耐力上安全であることが確認されれば、これらの規定値を超えることができる。**
- ④ 耐力壁線に設ける開口部の幅は4m以下とし、かつ、その幅の合計は当該耐力壁線の長さの3/4以下とする。
- ⑤ 隅角部及び交差部は、寸法形式204(38mm×89mm)の製材の場合、**3本以上**のたて枠を用いる。
- ⑥ 耐力壁上部には、上枠と同じ寸法の**頭つなぎ**を設ける。**頭つなぎの継手位置は、耐力壁の上枠の継手位置と重ならないように設ける。**



木材

No. 1

心材は、一般に、辺材に比べて、耐久性が小さく、虫害にも侵されやすい。

No. 2

木材の互いに直交する三方向[繊維方向、年輪の半径方向、年輪の接線(円周)方向]の収縮率の大小関係は、繊維方向>年輪の半径方向>年輪の接線(円周)方向である。

No. 3

木材を大気中で十分に乾燥させ、木材中の結合水と大気中の湿度が平衡状態に達した時点を、繊維飽和点という。

No. 4

木材の強度は、一般に、含水率の増加に伴い増加し、繊維飽和点を超えるとほぼ一定となる。

No. 5

木材の腐朽菌は、酸素、温度、水分又は栄養源のうち、いずれか一つの条件を満たすと繁殖する。

木造各部構造

No. 6

同じ構面内の同種の筋かいは、一般に、傾きの方向が同じ向きとなるように配置する。

No. 7

構造用面材と筋かいを併用した軸組の倍率は、それぞれの倍率の和が7を超える場合であっても、7とする。

No. 8

ラグスクリューを木口に打ち込んだ場合の許容せん断耐力は、側面打ちの場合の値と同じである。

No. 9

2階の耐力壁の位置は、1階の耐力壁の位置の直上又は市松状の配置となるようにする。

木材

No. 1 答 ×

心材は辺材に比べ、吸湿性が小さいので、腐朽しにくいなど耐久性が**大きく**、糖分も少ないので、シロアリなどによる虫害も受け**にくい**。

No. 2 答 ×

木材の膨張及び収縮は、細胞壁からの吸水・脱水により生じる。この大小関係は、**接線(円周)方向** > **半径方向** > **繊維方向**である。

No. 3 答 ×

設問は、**気乾状態**の記述である。繊維飽和点とは、細胞壁に結合水が満たされている状態での含水率(含水率約30%)のことである。

No. 4 答 ×

木材は、含水率が繊維飽和点**以上**の場合、強度はほぼ一定である。繊維飽和点**以下**の場合、乾燥する(含水率が小さくなる)ほど強度は**高くなる**。

No. 5 答 ×

木材の腐朽は、腐朽菌が木材を分解することにより起こる。この腐朽菌は**酸素・温度・水分・栄養源**の4条件が揃うと繁殖するため、どれか一つの条件を欠けば腐朽は**起こらない**。(木質構造設計規準)

木造各部構造

No. 6 答 ×

筋かいは、圧縮と引張ではその耐力・変形が異なり、地震力は水平力の向きが交互に繰り返されるので、同じ構面内の筋かいは、同じ方向だけに傾けないで、**左右対称**となるように傾けた方がよい。

No. 7 答 ○

構造用面材と筋かいを併用した軸組の倍率は、それぞれの倍率の和とすることができるが、**7.0**を超えることはできない。

No. 8 答 ×

一般に、接合金具を木口に打ち込んだ場合は、耐力を認められないか、低減を行う。ラグスクリューを木口に打ち込んだ場合の許容せん断耐力は、側面打ちの場合の**2/3**の値とする。

No. 9 答 ○

2階の耐力壁の位置は、なるべく1階の耐力壁の位置の**直上**に設けるか、あるいは1階の耐力壁と2階の耐力壁が**市松状**に配置することが望ましい。

No. 10

3以下の階において、地震力に対して必要な単位床面積当たりの耐力壁の有効長さは、一般に、当該階が地震時に負担する単位面積あたりの固定荷重と積載荷重の和などから算定した。

No. 11

風圧力に対して必要な耐力壁の有効長さを求める場合、平家建の建築物と2階建の建築物の2階部分とでは、見付面積に乗ずる数値は異なる。

No. 12

曲げ材は、一般に、材せいに比べて材幅が大きいほど、横座屈を生じやすい。

No. 13

圧縮力を負担する筋かいとして、幅90mmの木材を使用する場合、その厚さは15mm以上とする。

No. 14

構造用合板による真壁造の面材耐力壁の倍率は、貫タイプより受材タイプのほうが小さい。

No. 15

筋かいと間柱が交差する部分では、筋かいのほうを欠き込む。

No. 16

同一の接合部に力学特性の異なる接合法を併用する場合の許容耐力は、一般に、個々の接合法の許容耐力を加算して算出する。

No. 17

軒桁と小屋梁の仕口を、羽子板ボルトで緊結した。

枠組壁工法

No. 18

アンカーボルトは、隅角部付近及び土台の継手付近を避け、その間隔を2.5mとした。

No. 19

壁倍率が1の耐力壁1m当たりの許容せん断耐力を1.96kNとした。

No.10 答 ○

昭56建告1100号第3第一号より、地震力に対して必要な耐力壁の有効長さは、層せん断力分布係数、標準せん断力係数、当該階が地震時に負担する単位面積あたりの固定荷重と積載荷重の和、当該階の床面積から算定される。

No.11 答 ×

風圧力に対して必要な耐力壁の有効長さは、風を受ける面の見付面積(床面から高さが1.35m以下の部分を除く。)にその地方に規定された数値を乗じて求める。この数値には階による区分がない。

No.12 答 ×

長方形断面材の場合、強軸まわりに曲げを受けると弱軸方向に圧縮側が横座屈を生じる。材幅に比べて材せいが大きいほど、強軸と弱軸の断面性能の差が大きくなり、横座屈が生じやすくなる。なお、強弱の差がない正方形断面では横座屈は生じない。

No.13 答 ×

建築基準法施行令により、圧縮力を負担する筋かいには、厚さ30mm以上で、幅90mm以上の木材を用いる。引張力を負担する筋かいには、厚さ15mm以上で、幅90mm以上の木材を用いる。なお、これらと同等以上に引張力・圧縮力を負担することができる所定の材料も使用することができる。

No.14 答 ×

真壁造の壁倍率は、貫タイプより受材タイプの方が大きいといえる。

No.15 答 ×

筋かいは、水平力を負担する重要な構造部材である。一方、間柱は、壁の下地材を取り付けるための補助材であるので、両部材の交差する部分では、間柱を欠き込む。

No.16 答 ×

同一の接合部に力学特性の異なる接合法を併用する場合(釘とボルトを併用する場合など)、原則として、両者の許容耐力を加算することはできない。

No.17 答 ○

羽子板ボルトは、小屋梁と軒桁、胴差と通し柱などを接合するために用いる。

枠組壁工法

No.18 答 ×

枠組壁工法では、アンカーボルトを2m間隔以内、かつ、隅角部及び土台の継手部分に設けなければならない。

No.19 答 ○

壁倍率が1の耐力壁の1m当たりの許容せん断耐力は1.96kNである。